

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

豊郷町

## 1 促進計画の区域

### 1. 法第3条第3項第1号（多面的機能支払）

以下の集落の農業振興地域

集落名：石畑、四十九院、安食西、吉田、雨降野、八町

### 2. 法第3条第3項第3号（環境保全型農業直接支払）

本町の農業振興地域の全域

## 2 促進計画の目標

### 1. 豊郷町地域

#### (1) 現況

豊郷町は、琵琶湖の東部に広がる湖東平野の中央に位置する平坦な地域で、南側には宇曾川が東西に流れている。その立地条件を生かして水稻及び麦を主体とする農業生産を展開してきた。本町では、認定農業者や集落営農組織への農地の集積が進んでおり、用排水路や農道、かんがい施設の保全管理とともに農用地の保全に関する取組に要する負担を軽減することが必要である。また、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本町では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

|   | 実施を推進する区域  | 実施を推進する事業        |
|---|--|------------------|
| ① | 石畑区域<br>四十九院区域<br>安食西区域<br>吉田区域<br>雨降野区域<br>八町区域 | 法第3条第3項第1号に掲げる事業 |

|   |              |                  |
|---|--------------|------------------|
| ② | 本町の農業振興地域の全域 | 法第3条第3項第3号に掲げる事業 |
| ③ |              |                  |

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域  
設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項  
該当しない。